

# 亀報恩説話の展開

修 塞 田

## 序

アジア諸民族の文化形成に、仏教が大きくかかわってきていること、そして、そのかかわりようは民族によって様々であることは改めていうまでもないことであろう。諸民族の仏教のうけとめ方を通して、民族の文化の究明をすすめたいと考えるが、ここでは、その手がかりとして仏教説話をとりあげたい。わが記紀神話も古伝承のほかに、朝鮮および北方アジア、さらに南方アジア諸民族の神話伝承と、ふかいつながりをもつことが論考されているが、『日本靈異記』や、『今昔物語集』等の仏教説話の中にも、中国の『冥報記』や『金剛般若經驗記』などの影響をうけている

響のうけ方も、原典の縮訳、あるいは一部の翻訳ではなく、内容を我が国の時、処、人物におきかえ、且つ現実の状況をふまえて語っていること、さらに『靈異記』以後、『三宝絵詞』、『今昔物語集』ほか、いくつかの説話集に語りつがれ、さらに民話へと展開するものもあることなど、民族の文化を考える上で留意されるところである。そこで仏教説話をあとづけ、その過程における説話の変容様相から、いささか考察することとした。いまは仏教説話のうち、『日本靈異記』上巻第七縁に、「贊<sub>ニ</sub>亀命<sub>ニ</sub>放生得<sub>ニ</sub>現報<sub>ニ</sub>亀所<sub>レ</sub>助縁」と題して語られている亀の報恩説話をとりあげる。

先ず、『靈異記』上巻第七話の全文を掲げる。<sup>①</sup>

禪師弘濟者百濟国人也。当ニ百濟乱時、備後三谷郡大領之先祖、為レ救ニ百濟ニ遣運レ旅。時發ニ誓願言。若平還卒、為ニ諸神祇ニ造ニ立伽藍。遂免ニ災難。即請ニ禪師、相共還來、造ニ三谷寺。其禪師所ニ以造立ニ伽藍多。諸寺道俗觀ニ之共為ニ欽敬。禪師為ニ造ニ尊像ニ上レ京。壳財既買ニ得金丹等物。還到ニ難破之津ニ時、海辺人売ニ大亀四口。禪師勸レ人買而放之。即借ニ人舟、將ニ童子二人人、共乘度ニ海。日晚夜深。舟人起ニ欲、行ニ到備前骨嶋之邊、取ニ童子等、擲ニ入海中。然後告ニ禪師ニ云、応ニ速入ニ海。師雖ニ教化ニ賊猶不許。於レ茲發ニ願而入ニ海中。水及ニ腰時、以ニ石當ニ脚、其曉見之、亀負之矣。其備中海浦海辺、其亀三領而去。疑是放亀報レ恩乎。

于レ時賊等六人、其寺売ニ金丹。檀越先過量贖、禪師後出見之。賊等慌然不レ知ニ退進。禪師憐愍不レ加ニ刑罰。造レ仏巖レ塔、供養已了。後住ニ海辺ニ化ニ來人。春秋八十有余而卒。畜生猶不レ忘ニ恩返ニ報恩。何況義人而忘レ恩乎。

上掲の大要は、百濟の弘濟禪師が売っていた亀を人に

勧めて買わせ、海に放ってやつたが、のち海賊に強要され海中へ入ったところ、放った亀が背中にのせて救ってくれたという。この説話は、地方豪族の仏教受容の実態、寺院建立事情をうかがう好史料とされてきたが、とくに近年、説話をみえる備後国三谷郡大領先祖建立の三谷寺跡に比定されてきた広島県三次市向江田町所在の寺町廃寺跡の発掘調査の結果、中心伽藍の全容が明らかとなり、三谷寺であることの確証が高まつたことで注目されている。同寺跡は、ほぼ方一町の寺域に塔・金堂・講堂が回廊に囲まれて建つ法起寺式配置の伽藍で、とくに塔堂が壇積基壇に建ち、素弁八葉のいわゆる水切りを有する百濟様式の軒丸瓦や、三彩陶器等が出土しており、齊明天皇七年(661)百濟救援に出兵した地方郡領級豪族の建立した寺であることが、ほぼ実証されたといえる。説話をみえる地方寺院が、遺物遺跡によつて確証をうる例は少く、甚だ興味ぶかいが、ここではそうした点からでなく、助けた亀によつて水難をのがれえたという亀の報恩譚に留意して考察をすすめる。

語られている亀の報恩譚は、すでにいわれているように、當時起きたできごとを伝え聞いて記したというのでなく、中国伝来の書に記されているところを、時・処・人物を日本に置き換え、翻案して構成した説話である。その原拠は、

『冥報記』上巻にみえる楊州嚴恭の説話とされている。<sup>③</sup>

楊州嚴恭者。本泉州人。家富於財。而無兄弟。父母愛恭。言無所違。陳太建初恭年弱冠。請於父母。願得錢五萬。往楊州市物。父母從之。恭乘船載錢。而下去楊州。數十里。江中逢一船載龜。將詣市賣之。恭問知其故。念龜當死。請贖之。龜主曰。我龜大頭。千錢乃可。恭問有幾頭。答有五十。恭曰。我正有錢五万。願以贖之。龜主喜取錢。付龜而去。恭盡以龜放江中。空船詣楊州。其龜主。別恭行十余里。船沒而死。是日恭父母在家。昏時有烏衣客五十人。詣門寄宿。并送錢五万。付恭父曰。君兒在楊州市。附此錢歸。願依數受也。恭父怪愕疑謂恭死。因審之。客曰。児無恙。但不須錢。故附帰耳。恭父受之。記是本錢。而皆水濕。留客為設食。客止。明日辭去。後月余日。恭還。父母大喜。既而問附錢所由。恭答無之。父母說客形狀。及附錢月日。乃贖龜之日。於是知五十客。皆所贖龜也。父子驚歎。因共往楊州起精舍。專寫法華經。遂徙家楊州。家転富。大起房廊為寫經之室。莊嚴清淨。供給豐厚。書生常數十人。楊州道俗。共相崇敬。<sup>④</sup>（下略）

上掲の大要是、父から受けた錢で、市で売られていた五匹の龜を買いとり放つてやつたところ、龜の売主は船が沈

んで死んだが、嚴恭が支払った錢は父母の許に返されていだという話である。『靈異記』の弘濟禪師の話と比較するに、細部は別として説話を構成する主要な要素である錢を出して龜を買いもどし放ち助けたこと、龜が恩返しをしたこと、龜を助けるために失った金品がもどったことについては共通する。従って『靈異記』の弘濟禪師説話は、『冥報記』の嚴恭説話が典拠ということにもなろう。しかし、『冥報記』と異なる点に注意を要する。それは恩返しの内容である。『靈異記』の弘濟説話では、助けられた龜が、恩人である禪師を水難から救ったということ、もし詳しく述べれば、禪師が乗った舟の舟乗りが欲をおこし、侍童を海へ投げ込んだあと、禪師にも海に入るよう強要したため、やむなく禪師は海中に入つたところ、龜の背にのつて助けたといふ。『冥報記』では錢がもどつたということだけである。水難を防いだという要素はない。もっとも、龜を売つた者は船が沈んで死んだとあるから、龜を助けた嚴恭は水難に逢わなかつたということを暗示してはいるが、明確に語られていない。助けられたことに対する龜の恩返しの内容が、実は龜報恩説話を考察する上で、重要なことがらと考えられる。

## 二

亀の報恩譚は、『靈異記』以後も語りつがれ、多くの説話集に載せられており、とくに『今昔物語集』には五話も収載されている。そのうち、卷第十九第三十に掲録の「亀報宿僧弘濟恩語」は、『靈異記』上巻第七話と大略同様であり、同記にもとづいて記したものといえる。卷第九第十三話「□人、以父錢買取亀放河語」は、「震旦部」におさめられながら、「天竺ニ一人ノ人有テ」とあって、天竺の話となっているが、語られているところは、前掲の『冥報記』と同趣意で、報恩の内容は亀を助けるために支払った錢がもどったというだけである。『今昔物語集』において亀の報恩を語る話として、弘濟説話と別に嚴恭説話を載せていることは、両説話の典拠が異なることを意味していると思われる。さらに、『今昔物語集』卷第五の第十九話には、「天竺亀報人恩語」として、亀の報恩話をのせていく。これは長文であるため、原文を示すのをとどめ、概要を記すこととする。天竺に道心ある人が、釣人から亀を買ひ受け放つてやつた。年を経て亀を放つた人の枕元に亀が来て、洪水を予告したため、舟を用意し亀とともに逃れる途中、亀のすすめで蛇・狐を助け乗せ、流されて行く一人

の男も、亀が「獸ハ恩ヲ思ヒ知ル者也、人ハ恩ヲ不知ザル也」と反対するにもかかわらず乗せた。のち、道心ある人は助けた蛇の案内で、墓の中の財宝を手に入れたが、助けてやつた男が来て財宝の半分を要求したので、恩知らずと拒否した。ところが男は国王に讒訴したため、道心ある人は捕えられた。恩をうけた亀・蛇・狐は、道心者を救い出すため、国王の姫君に狐と亀が重病となる術をかけ、狐が王宮内で鳴きたてて国王の不安をかきたて、占師に「罪無キ人ヲ非道ニ獄ニ被居タル祟也」と占わせ、遂に道心ある人を赦免させ救出した。

凡そ上述のような話であるが、これは『法苑珠林』も卷第五十に引いているが、具の太元元年から天紀四年(一一二八〇)の間に、康僧会によつて訳出された『六度集經』卷第三(二五)<sup>(5)</sup>に、理家の本生譚として説かれているところに基づくものとされている。『六度集經』は、六度(六波羅密)の次第順序によつて菩薩行に関する因縁を類聚したもので、そのうち「菩薩慈惠度無極行ニ布施ニ如レ是」とあるように、菩薩の布施行を説く物語の一章中に語られている。この『六度集經』においても、市で売られていた亀を買い求め、水に放つてやつた亀が、「洪水將至必為巨害矣。願速駆舟。臨時相迎」といい、「時至鼈來曰。洪

水至。可ニ速下載。尋吾所レ之。可レ獲レ無レ患」とある。報恩の内容は、洪水を予知して菩薩に船の用意をさせ、洪水が来ると船にのせ誘導し、水難から逃れさせたということである。このような水難防護という報恩内容からすると、前述の『靈異記』上巻第七話の弘濟説話は、『冥報記』の錢がもどるという報恩内容のことなる嚴恭説話を原拠としているのではなく、『六度集經』に直接するものであるといえよう。『六度集經』は、奈良時代に将来されていたことは、例えば、『正倉院文書』天平勝宝四年正月二十五日類聚の「可請本經目錄」中に、「六度集經八卷亦名六度無極經、亦云廣無極集、亦云新无極集」と見え、「可請大乘經本目錄」、「応写經目錄」にものせられてることによって知られる。また、『三寶綱詞』下の「八幡放生会」、すなわち石清水八幡宮で行われる放生会の由来と、放生思想を説明する条中に、「梵網經」・「雜寶藏經」とともに『六度集經』を挙げている。

又六度集經に云、昔人市にゆけるに河龜を売る者あり。是をみてあたひを間に、云にしたがひておぼくあたへつ。かひ取て水に放てその游ざるを見てかなしご悦事心にふかし。然後夜この龜来て門をたたく。此人あやしひ出てみると、亀語て云く、我れ思ひき、恩をうけて身をまたくし、命をえたり。むくいむと思にあたは

ず。わづかにしれる事をつげむ。大水出なむとす。とく船をまうけよといふ。此人あくる朝に宮門にいたりて、王に此よしを申さしむ。この人さかしき心あるによりて、王此事をもちゐてたかき所にうつり給ぬるに、洪水すでに出たり。王つひに後にこの人を大臣とせり。手をとりて宮にいり、座をならべて道をかたらひ給き

とある。龜の報恩部分のみの概略にすぎないが、平安中期には『六度集經』の説話が流布されていたといえる。『靈異記』の著者景戒も、『六度集經』にもとづいて弘濟禪師説話を記したものと思われる。もつとも、注意をしておかねばならないのは、弘濟説話において、海賊と化した舟人に奪われた仏像・堂塔用の金丹が、結果としては弘濟禪師のもとにもどり、無事造寺造仏をなしおえ供養したと語っていることである。これは『冥報記』の龜を買った錢がもどり、のち精舎を起し法華經を書きしたとのと相通ずるといえる。『靈異記』上巻の序に、「昔漢地造冥報記」とあり、また『靈異記』所収説話中、上巻の第十、第十八、中巻の第五、第十、第十九、第二十四、下巻第十、第十三の各説話が『冥報記』の影響によるとされている。従って弘濟説話は、『六度集經』を主たる拠りどころとし、あわ

せて『冥報記』もふまえて構成したと考えられる。

### 三

『冥報記』は、仏教の因果応報の説を古今の人物について明らかにしようと、唐臨が唐の永徽年中(六五〇—六五五)に撰述したものである。中国に仏教が伝来して、その思想が中国の士大夫の心をとらえ、具体的な影響力をもつてくるのは、流伝から四百余年を経過した東晋のころで、仏教思想のなかでも新鮮な印象をもつて迎えられたのは、輪廻応報思想であったといわれている。中国の伝統思想にない輪廻応報説がひろがるに従い、孝を中心とし、恩の観念が十分に展開していくなかで、仏教の恩の思想が加わり、報恩の観念もふかまつていったといえる。

多くの經典が中国へ将来され、訳出されるなかで、三世紀中葉に訳された『六度集經』中の亀・蛇・狐等の動物報恩の物語は、中国人びとの注意をひいたに違いない。そのあらわしが四世紀代に干宝によつて編まれた『搜神記』中の孔倫放亀話といえよう。同記卷二十に記すところは、

孔倫字敬康、会稽山陰人。元帝時、以討華軼功封候。倫少時、嘗經行余不亭。見籠亀于路者、倫買之、放於余不溪中。亀中流、左顧者數過。及後以功封余不亭侯。

之報、遂取佩焉。累遷尚書左僕射、贈車騎將軍である。亀を買い余不溪に放ち助けてやつたことにより、余不亭侯に封ぜられ、さらに宰相の任にあたる尚書僕射まで累進したという。これは前述の『六度集經』中の理家本生譚において、菩薩が助けてやつた人に訴えられ獄に入れられたが、蛇の活躍で国王の太子の命を救い、訴えた者が誅された後、菩薩を「封為三國相」とあつたことにもとづくものであろう。この弘倫亀報恩話がうけつがれて、『冥報記』の嚴恭説話へと展開してきたものといえよう。ただ留意されるのは、両説話における亀の報恩の内容で、弘倫は宰相にまで出世したといい、嚴恭では亀を助けるため支払った錢がもどつたという。『六度集經』理家本生や、『靈異記』弘濟話にみられた水難防護といふことが語られていない。そこに民族の文化の特質をうかがう手がかりがある。亀の報恩が、出世とか錢がもどつたといつた実利的な内容となつてゐるのも、弘倫説話が語られたころの中国における九品中正法といった官吏登用法が行われている貴族制社会を反映しているとみられる。また嚴恭説話も、商業

が発展し開元通宝錢・乾封泉宝と貨幣が鋳造され、ひろく流通した唐代の社会状勢を背後に考えてよかろう。

動物が助けられた恩をかえすという話の成立には、恩の思想の発展が考えられるが、さらに報恩が人間同志だけではなく、動物においても語られるについては、輪廻転生思想が根抵にあると思う。輪廻思想は、生きかわり死にかわり生死をくりかえすという考え方で、古代ギリシャにも認められるが、古代インドにおいて次第に発達してきた。人間が植物にも動物にも、また人間にも再生するというので、恩の思想とともに動物の報恩が語られることになる。『ジャータカ』<sup>⑤</sup>73の「サッチャンキラ前生物語」には大要次のようないふな物語が説かれている。「むかしバーラーナシーで、ブラフマダッタ王の残酷で粗暴な王子が、召使いたちによって川に沈められたが、一本の丸太を見つけ、その上に坐り流される途中、財産にたいする執着のため転生した蛇と鼠、そして鸚鵡も丸太につかまって流された。それをボーディサッタがみて助け上げたが、さきに蛇ら動物たちから手当をしたので、王子は怒りを懷いた。元気になつた蛇と鼠は、助けられた礼としてボーディサッタが必要なとき財産を、鸚鵡は赤米をさしあげると言つたが、王子は心の中で殺してやろうと思ひながら、王位についたら四つの必需品を供

養すると言つて立ち去つた。のちボーディサッタが、かれらを確かめに行つたところ動物たちは約束の通りに応じた。ところが王位についた王子は尋ねてきたボーディサッタをとらえ、四辻ごとに打ちのめし刑場につれていこうとした。ボーディサッタは打たれるたびに、『ある種の人比べれば、漂流した木片の方が勝れている』と、ある人々がこのように語るなら、その人々は眞実を語るといわれる』と詩をとなえた。この詩を聞いた賢人は事情を尋ね、ボーディサッタは真相を語つたところ、人々は王を殺し、ボーディサッタを王位につかせた。そして蛇・鼠は約束の財産を王に与えた』。

おおよそ上掲のような物語は、前述の『六度集經』に記されていた理家の本生譚の原型といってよかろうが、この物語で注意されるのは、ボーディサッタに助けられ、のちにその恩に報いた蛇と鼠は、実はもとバーラーナシーに住む豪商で、川岸に財産を埋めて死に、財産に執着したことにより生れ変わつたものであつたということである。動物の報恩ということも、人間が動物に生れ変わるという輪廻転生思想と関わつて説かれてきたと考えられる。

さらに動物が恩返しをする前提としてなされる人間が動物を助けるという行為は、放生思想に基づくことであろう。

放生は、仏教の戒律の第一に挙げる殺生戒によるところで、周知のように『梵網經』(卷下)に、「若し仏子、慈心を以ての故に放生の業を行ぜよ。一切の男子は是れ我が父、一切の女人は是れ我母なり。我生生に之れに従つて生を受けざることなし。故に六道の衆生は皆是れ我父母なり。而るを殺し、而るを食せば即ち我父母を殺し、亦我が故身を殺すなり(中略)生生に受生して若し世人の畜生を殺すを見る時は、応に方便して救護し、其の苦難を解き、常に教化して菩薩戒を講説し衆生を救度すべし」と説かれている。輪廻転生思想と、放生思想を基底として、動物報恩譚が成立してくると考えられ、わが国の『日本靈異記』の弘濟説話をはじめとして、以後多く語られてくる亀の報恩説話も、上述の如きところを源流とし、中国をへて享け伝えられたものといえよう。

## 四

亀の報恩説話は、わが国では『靈異記』以降も語りつがれ、いくつかの説話集に載せられている。いま凡そその成立年代順に挙げてみると、前述のように『三寶絵詞』下巻、二十六の八幡放生会の項に、『六度集經』の亀の洪水予知救助報恩話を略説引用している。次に『打聞集』には第二

十一話に、「錢龜買人事」として、『冥報記』の嚴恭説話がのせられている。『今昔物語集』には、五話も登載されているが、先ず卷第五の第十九話には、「天竺龜報人恩語」と題して『六度集經』の亀の報恩話が語られ、卷第九の第十三には、「打聞集」と同様の嚴恭説話の要約がのせられている。つづいて卷第十七の第二十六には、「買龜放男依地藏助得活語」とあり、前出説話といささか異なる話が記されている。その概要は、近江国の甲賀郡の家が貧しい一人の男が、妻の纖った布で魚を買い、稻・糲に替えようとした橋の津に行つたところ、亀が殺されようとしているのを哀んで、買取つて放つてやつた。その男は間もなく死んだが、のち蘇つて家に帰つた。それは男の言うのに、助けた亀は地蔵菩薩の変化であつたので、地蔵のおかげで冥土の官人から放たれ帰ることができた。その帰途、善根を修せという地蔵の言葉をうけ、鬼に追われる女を我が身にかえて救おうとし、地蔵のはからいで救つた。男は蘇生後、その女を尋ね再会することができた。このような説話は、実叢の撰になる『地蔵菩薩靈驗記』を典拠としているとされているが、平安時代中期ごろからの地蔵信仰の隆盛とともに、地蔵菩薩の靈驗話と亀の報恩話を結合させて構成されたものといえよう。この甲賀郡男説話は、『雜談

集』卷九、万物精靈事<sup>3</sup>に類話をのせるが、他にはみられない。

次に『今昔物語集』卷第十九第二十九の「亀報三山陰中納言恩<sup>1</sup>語」は、説話構成の直接の典拠は未だ詳かでない、とされているが、説話内容を確かめよう。醍醐天皇の御代、中納言藤原山陰が大宰帥として赴任途中、その男子が繼母のために海に落されたが、亀の甲にのって助かった。そして、その亀は中納言の夢にあらわれて、嘗つて中納言が住吉大社に参詣の途次、鵜飼の舟から買取り海に放して貰つたのであり、その恩に報じたものとわかつた。概略上述のような説話は、継子いじめの話が入つて語られてはいるが、話の中心は亀の報恩にあり、しかも、報恩の内容が前述の『靈異記』の弘濟説話と同じように、海中に落ちたが亀の亀報恩話にあり、『今昔物語集』卷第五にのせられている。この山陰中納言説話は、『今昔物語集』以後、『宝物集』卷第五、および『康頼宝物集』下、『長谷寺靈驗記』卷下（第十三）、『源平盛衰記』二六、『十訓抄』第一、『沙石集』第八、『三国伝記』卷第七等にうけつがれ、語られており、随分と膾炙された説話といふことができる。

『今昔物語集』所載の亀報恩話五話の最後は、卷第十九

第三十「亀報三百濟僧弘濟恩<sup>2</sup>語」であるが、これは題名によつて知られるように、『靈異記』上卷第七話を原拠とするもので、『靈異記』よりも詳しく語つてある。以上の『靈異記』の弘濟説話以来の亀報恩話の展開を通じてみると、中国で構成された亀報恩話は、あまりうけつがれていない。『搜神記』の孔愉説話は、わずかに鎌倉時代成立の『十訓抄』（第一可<sup>レ</sup>施<sup>ス</sup>人<sup>ノ</sup>恩<sup>シ</sup>事）に、「唐土鳥獸報恩事」として抄（孔瑜は白亀の命をいけて後酬を得たり）とあるにすぎない。また『冥報記』の嚴恭説話も『今昔物語集』卷第九第十三話のほかは、『打聞集』（二二）と『宇治拾遺物語』一六四（卷十三の四）に見られるくらいである。これらのほかの亀報恩話は、『今昔物語集』卷第十七第二十六話と、『雜談集』卷九にのせられている甲賀郡男の説話をのぞき、あとはすべて水難救護を亀の報恩内容とする説話である。これは時・処・人に違いはあるものの、『ジャータカ』（73）、『六度集經』を源流として、我が国の『靈異記』弘濟説話（『今昔物語集』卷第十九第三十話）、『三生絵詞』（下、二十六）、『今昔物語集』卷第五第十九話と展開し、さらに『今昔物語集』卷第十九第二十話の山陰中納言説話の構作となり、それがさらに前掲の諸説話集へうけつがれていったということがある。このように我が国の亀報恩話はほとんどが、水

難防護を内容としてきてることについては、伝来の仏教の影響があることはいうまでもないが、『靈異記』の亀の恩返しの話には、「もう一方では古代の日本人の豊かな想像力と浪漫性の影響がある」<sup>12)</sup>と指摘されるような点を考慮してみる必要がある。

## 五

『記・紀』、『風土記』をみると、亀をはじめとして、蛇・兔・猪・鳥等の動物が多く登場し語られている。亀に関しては、著名なのは『日本書紀』雄略天皇二十二年七月条所載の瑞江浦嶋子の伝承である。周知されているところで述べるまでもなかろうが、丹波国余社郡の管川に住む瑞江浦嶋子が、舟に乗って釣をしていたところ大亀を得た。ところが亀は女に化為つたので浦嶋子は妻とした。そして共に海に入つて蓬萊山に至り、仙衆をめぐり視たというのが概要である。この伝承は、『記日本紀』所引の『丹後國風土記逸文』において詳細に語られ、また『万葉集』卷九の長歌、さらに『浦嶋子伝』、『続浦嶋子伝記』、ほかに『扶桑略記』(第一)、『帝王編年記』(卷六)等諸書に受けつがれ、中世に至ると『御伽草子』にみられるような浦島太郎の伝説、さらに民話にもひろがることになる。この浦嶋子伝承

の源流とみられるのが、『記紀』神話にみられる海幸山幸物語であるが、『書紀』の同物語第三の一書に、山幸彦の彦火火出見尊が塩土老翁の導きで海神の宮に至つて、失った釣鉤を得てのち、海神の女の豊玉姫と婚し、御子ウガヤフキアヘズノミコトの出誕となるが、豊玉姫が産屋に入るとき、『書紀』第三の一書によると、「豊玉姫自馴三大亀、將ニ女弟玉依姫、光レ海來到」という。海神の女が来臨するのに、亀にのつてきたという点、留意される。

次に、『古事記』の神武天皇東征段にも亀が登場する。日向の高千穂宮を出発した神倭伊波礼昆古命が、筑紫・阿岐をへて吉備高島宮から上り出たとき、「乘ニ亀甲ニ為釣乍、打羽拳來人、遇ニ手速吸門ニ」とあり、亀の甲にのつて釣をしながら来る者があつたといふ。それは誰かといふと、「爾喚帰、問ニ汝者誰也、答曰僕者國神。又問下汝者知ニ海道乎、答曰能知。又問從而仕奉乎、答曰仕奉。故爾指渡橋機、引ヨ入其御船、即賜レ名号ニ根津日子。造等之祖。」<sup>13)</sup>といふ。亀の甲にのつてきたのは国つ神で、海路を熟知しているといふので、棹を与えて橋根津日子の名を賜わつたということである。『書紀』では、本名珍彦で、賜わつた名は椎根津彦とある。

上述の『記紀』に亀の登場する二つの物語において、亀

にのるのは豊玉姫という名の海神の女であり、また槁根津日子という名の国つ神である。槁根津日子はまた珍彦と名のつたというが、珍(うづ)彦とは渦彦、それは海の渦潮をあらわす名であり、渦巻く潮流、すなわち「知<sub>ミ</sub>海道」国つ神、海神にほかならない。海神をのせる亀は、海神そのもの、ひろくいえば水靈的存在として觀念されていたと考えられる。動物を神聖視することは、諸民族にひろく認められるところであるが、『記紀』にも亀のほか熊鷁、蛇、鹿、猪等が靈性をもつものとして語られている。『書紀』の出雲神話第六の一書中に、「又曰、事代主神、化<sub>ヨ</sub>為八尋熊鷁<sub>通三</sub>、通三嶋溝穢姫、或云、玉櫛姫<sub>ニ</sub>」とあり、事代主神が熊鷁となつたというが、その事代主神はまた、出雲國譲り神話には、「因於海中、造<sub>ハ</sub>八重蒼柴<sub>柴、此云<sub>ノ</sub>籬、船<sub>府籬</sub></sub>、而避之。」とあり、海中へ退去するというのであるから、水神的性格の神と知られ、さらに熊も水神として觀想されていることは、東アジアにひろくみられると論考されている。崇神天皇十年九月条には、大物主神が倭迹述日百襲姫命から姿を覗たいという要望に、小蛇となつて櫛笥に入っていたとある。また日本武尊の東国征伐では、山の神が白鹿、あるいは白猪となつてあらわれなるなど、神が動物の姿に化為することが、屢々見られる。

このような動物に対する神靈觀が存在する上に、亀の報恩話が伝えられると、その亀も水精的存在としてうけとめ、中國の孔愉・嚴恭説話のような出世、あるいは錢がもどるといった報恩話でなく、水難を救うというような水に関わっての話として多く展開していくことになったものと考えられる。『靈異記』の弘濟禪師説話から、『今昔物語集』巻第十九の二十九の山陰中納言と、そのひろがりは、そのことを示しており、弘濟禪師および山陰中納言の子が救われるものが、何れも亀の背にのつていうことなど、前述の豊玉姫、槁根津日子が來臨するときと同巧である。

さらに留意されるのは、動物の報恩ということも、『書紀』の海宮遊幸神話にみられる。同神話の第三の一書に、山幸彦の彦火火出見尊が、兄の海幸彦の火酢芹命から借りた釣鉤を失い、海辺を低徊していたとき、罠にかかって苦しんでいた川鷹を助け放つてやつたところ、しばらくして塩土老翁があらわれ、海神の宮へ導き、その結果、海神の女豊玉姫と婚し、失った鉤を鯛の口から取りもどすことになる。この川鷹の物語も、『書紀』が『金光明最勝王經』や『高僧伝』を参照、利用していることからすれば、あるいは『六度集經』等の亀報恩話の影響をうけているかもしれない。しかし、なお『古事記』の大國主神の神話中、著

名な稻羽の素兎の物語で、大穴牟遲神が皮を剥がれた兎に、水で身を洗い蒲黄の上に寝ることを教え元通りにさせたところ、兎は八上比売と婚するであろうと予言したという物語も語られている。兎は「於今者謂之兔神也」とあるが、先の川鷹も鳥一般と同様に、靈的存在、とくに川鷹は水鳥であるから水にかかる靈格といいう。従つて水靈である川鷹によつてこそ、塩土老翁、すなわち潮つ靈＝海靈の導きで海神の宮へ至ることができたのである。川鷹、兎を助けたという話には、動物に靈性を認め神聖視する原古の神靈觀が基底にあると考えられる。

動物を助け放つ仏教行事としての放生会について、もとは毎年の祭りのイケニエとして捕えた魚や貝を、次の祭りまで池などに放しておく人びとの営みに、その古層があるとし、神にイケニエを捧げる大きな儀式の一部分を仏教的な法会として変容させたものという論がなされている。<sup>①</sup>前述の川鷹の話など、その背後に水靈祭祀儀礼を想定しうるが、捕えられ売られている亀や、罠にかかった川鷹を助け放つことは、死からの再生を意味しているともいえよう。再生した靈的存在は、その靈力が強化され祭祀者に働きかけ、恩恵を与えることとなる。亀の報恩話の受容においても、その基底に、わが国原古の水靈再生儀礼の実修が思い

うかばれ、そこに水難救護を内容とする説話がとくに語りつがれていくことになったと考えられる。

以上、亀の報恩説話をとりあげ、その展開をあとづけ、変容の様相について考察をめぐらせてきた。伝来された仏教によつて、わが民族の文化形成の上で、いわゆる神仏習合という現象が呈されてきたが、それは仏教側からの働きかけによる混淆、融合であり、わが原古からの神觀念は、本質的にはほとんど変わることなく受けつがれ、その上に仏教のもたらし、かもし出した様ざまをのせたといいう有様であつたと考えられる。

註  
① 中田祝夫校注『日本靈異記』(『日本古典文学全集』6所収)

に拠る。

② 広島県草戸千軒町遺跡調査研究所編『備後寺町廃寺－推定

三谷寺跡第一次・第三次発掘調査概報』一九八〇一八二。

③ 遠藤・春日校注『日本古典文学大系』70『日本靈異記』、および註①所収、上巻第七頭註等。

④ 『大正新脩大藏經』第五十一巻、史伝部三所収に拠る。

⑤ 『大正新脩大藏經』第三巻、本縁部上所収。

⑥ 『大日本古文書』十二(追加六)所収。

⑦ 吉川忠夫「六朝士大夫の精神生活」(『岩波講座世界歴史』5、古代5所収)。

- ⑧ 中村元監修・補注『ジャータカ全集』2、第一篇、第一章  
73。
- ⑨ 山田孝雄他校註『今昔物語集』四（『日本古典文学大系』25  
所収）。卷第十九、第二十九話題名頭註。
- ⑩ 『大日本佛教全書』所収本。
- ⑪ 『続群書類従』雜部所収本。

- ⑫ 原田・高橋『日本靈異記』解説（『東洋文庫』97所収）。
- ⑬ 三品彰英「クマナリ考—建国伝説に於ける「水の熊神」の  
研究」（『建国神話論考』所収）。
- ⑭ 大隅和雄「イケニエについて、神々との交換」（『週刊朝日  
百科日本の歴史』63、所収）。
- （本学教授 国史学）